

議案第 49 号

鎌倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次の
ようく定める。

平成21年12月2日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

消防法の一部が改正され、条例で引用している救急業務の協力者
に関する条項が繰り下がったため、規定の整備を行おうとするもの
である。

鎌倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鎌倉市消防団員等公務災害補償条例（平成13年7月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。